

意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

| 案件名 | 第11次登別市交通安全計画（案） | |
|------------------|---|--|
| 意見の募集期間 | 令和4年2月1日（火）から令和4年3月2日（水）まで | |
| 担当グループ | 市民生活部市民サービスグループ | |
| 意見の提出件数 | 1件 | |
| 提出された意見の概要と市の考え方 | | |
| No. | 意見の概要 | 市の考え方 |
| 1 | <p>① 冬季間の踏切ですが「滑って止まらない」事が散見されます。</p> <p>根本的解決としては踏切前については原則「ロードヒーティング化」をするべきではないでしょうか？</p> <p>または、線路と道路を立体交差させてはどうでしょうか？</p> | <p>道路管理者に確認したところ、市内にある踏切周辺の道路のロードヒーティング化については、現時点では予定していないとの回答がありました。</p> <p>また、鉄道の立体交差については、地元町内会などとの意見交換や事業の実現に向けた課題を整理しながら、室蘭地方総合開発期成会などを通じ、北海道への要望を行ってまいります。</p> |
| | <p>② 一時停止無視する状況について。</p> <p>原因として、標識が曲がっていたりしますし、そもそも設置場所として不適切で見落とすような設置の仕方です。公安委員会に対してもっと意見是正を出来る仕組みが必要ではないでしょうか。</p> | <p>室蘭警察署に確認したところ、一時停止の標識が曲がっている場合や視認性が悪い場合は管轄の警察署に連絡していただければ、現地確認を実施するとの回答がありました。</p> |
| | <p>③ お年寄りの逆走が増えています。</p> <p>そもそも自動車を運転させない事が事故防止になりますが、登別の場合交通事情が都会と比べて脆弱です。</p> <p>コミュニティバスがあるわけでもなく、また路線バスの運行も不便であり、結果として高齢者が運転しなければならない状況にさせています。</p> <p>また、JR北海道も鉄道の駅間が長すぎて、幌別駅と鷺別駅の間に首都圏であれば3つぐらい駅があるのに駅空白区間であり結果として高齢者が自動車を運転する状況になっています。</p> | <p>高齢者の移動については、運転免許証を自主返納した方や高齢者等の交通弱者が安心して移動できるような公共交通の在り方について検討してまいります。</p> <p>なお、市内で高齢者の逆走による交通事故の発生状況を室蘭警察署に確認したところ、令和4年は2月27日時点で発生していないとの回答がありました。</p> |

| No. | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|--|--|
| | <p>④ 飲酒運転をする理由として、都会であれば夜間でも営業している店があるのに登別では早くに閉まり、また公共交通機関が不便であるから結果として飲酒運転に拍車がかかるように思います。</p> <p>コミュニティーバス含むバス路線の充実が必要ではないでしょうか。深夜にもバスを運行させたりする必要があるのではないのでしょうか。</p> | <p>飲酒運転は、人の命を奪う可能性のある重大な法令違反です。</p> <p>今後も飲酒運転を根絶すべく、関係機関や酒類提供飲食店等と連携を図り、飲酒運転を「しない、させない、許さない」という意識を強く持ち、飲酒運転を根絶させるための社会環境づくりに努めてまいります。</p> |
| 1 | <p>⑤ 冬季間と夏場の速度制限を変える仕組みがあっているのではないのでしょうか。</p> <p>冬は凍結しているので速度標識を低速に設定し夏場は経済合理性も考えた上で適切な速度に設定です。</p> <p>速度標識を電光表示やマグネット式に変更し、対応することができるのではないのでしょうか。</p> | <p>季節別の交通規制の実施を室蘭警察署に確認したところ、実施する予定はないとの回答がありました。</p> |
| | <p>⑥ テレビなどで報道されている場所に共通して言えるのは、トラックやバスなど車高が高い自動車が信号機の死角になってしまい信号機が見えない事が多いように思います。</p> <p>四車線道路で左側だけしかついていないのはどういう理由なのか意味不明で右側にも信号機をつけて安全性を高めるべきではないのでしょうか。</p> <p>交通標識や信号機、速度については公安委員会に苦情を申し立てるようですが、その機能が不十分ではないのでしょうか。</p> | <p>信号機の設置について室蘭警察署に確認したところ、設置する際は、視認性等を考慮し、必要に応じて設置するとの回答がありました。</p> <p>なお、北海道警察では、道路標識・標示や交通規制に関する意見や要望を電子メール、はがき、封書、電話で受け付けております。</p> |